

令和2年度（2020年度）第3回政策会議

日 時：令和3年（2021年）2月16日（火）14:15～15:10

会 場：市長会議室

参集者：工藤市長，谷口副市長，平井副市長，田畑企業局長，辻教育長，
湯浅企画部長，小山内総務部長，小林財務部長

付議事項

ワインによる地域振興指針～ワインの街「はこだて」をめざして～（素案）について

対応者

柏経済部長，鹿磯経済部次長，柳谷観光部長，根本観光部次長，川村農林水産部長，扇谷農林水産部次長，

◆議題の趣旨◆

ワインによる地域振興指針～ワインの街「はこだて」をめざして～（素案）について協議しました。

◆協議の結果◆

本件の内容は了承されました。

◆主な発言◆

■川村農林水産部長

本指針は経済部，観光部，農林水産部でとりまとめたものである。

本指針は，第1章「策定の目的」，第2章「函館のワイン用ぶどうの栽培適性」，第3章「国内外のワインの現状と今後の展望」，第4章「ワイン用ぶどうの栽培やワイナリー開設の地として確立するための環境整備」，第5章「ワインやワイナリーを有効に活用した地域振興」の5章で構成している。

はじめに，第1章「策定の目的」についてである。本市では，農業者の高齢化による離農で他の農業経営体への農地の集積が進行し，農業経営体数は減少しているものの個々の経営規模が拡大傾向にある。その結果，耕作面積は横ばいで推移しているが，現状で農業者の60%以上が70歳以上の高齢者ということで，今後離農する方がますます増えてくると想定される。そのような状況の中で，労働力の確保や農作業の省力化等ができなければ，経営規模の拡大が鈍化し，集積されない農地が荒廃してしまう危険性がある。

このような状況のなか，フランス・ブルゴーニュ地方で約300年の歴史を有し，世界的に有名な老舗ワイナリーが本市に進出してきたことで，本市がクオリ

ティの高いワイン用ぶどうの栽培に適している地域だということが証明されたものである。

ワイン用ぶどうは、畑作物の栽培にあまり適さない礫の多い土壌や傾斜地でも栽培が可能なことから、このワイナリー進出が呼び水となり、また、北海道が進めている、ワイン産地「HOKKAIDO」形成プロジェクトとの相乗効果で他のワイナリーの進出や起業が進めば、本市に果樹栽培という新たな農業ジャンルを創出するとともに、耕作放棄地の発生防止や解消にもつながり、本市農業の持続的な発展に寄与することが期待できる。

また、函館産ワインが函館の新たな食の魅力となり、新たな観光コンテンツの創出にもつながり、交流人口の拡大だけでなく、関係産業での雇用を生み出すことも考えている。

本指針は、これらのことを踏まえたなかで、本市をワイン用ぶどうの栽培やワイナリー開設の地として確立するための環境整備およびワインやワイナリーを有効に活用した地域振興策を展開していく基本的な方針として策定する。

続いて、第2章「函館のワイン用ぶどうの栽培適性」についてである。

ワイン用ぶどうは、その品種によって栽培に適した気温が異なる。函館の直近10年の平均積算温度は平地部で1,412.2℃となっているが、フランスの老舗ワイナリーが選定した桔梗高台地区は標高が約200mであり、100mにつき0.6℃気温が下がると言われていることから、積算温度が1,388℃以下が適正と言われているシャルドネやピノ・ノワールなどの品種にとって栽培適地となり、仮に気温が上昇したとしても、それ以外の品種の栽培適地となる。なお、積算温度というのは、4月1日から10月31日までの日平均気温が10℃を超えた日の10℃を超えた部分の温度を積算したものである。

次に、第3章「国内外のワインの現状と今後の展望」についてである。

まず、国内におけるワインのマーケットであるが、ワインには高級なものもあるがスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどで手頃な価格で購入できるワインもあることから、日常的に楽しむことができるお酒として定着しており、我が国でのワインのマーケットシェア（市場占有率）は高い水準で推移している。平成11年（1999年）以降、酒類全体の出荷量が減少傾向にあるなかで、ワインについては一定の水準を維持しており、成人一人あたりのワイン消費量の推移についても、酒類全体の消費が落ち込むなかであって、ワインの消費は堅調に推移していることから、ワインには安定したマーケットがあるといえる。

続いてワインの輸出入についてであるが、「日本ワイン」の輸出量は、平成29年度（2017年度）から平成30年度（2018年度）にかけて約24%増加しているが、平成31年（2019年）2月に日EU経済連携協定が発効し、日本とEUの双方がワインの関税を即時撤廃したことから、EUとの競争激化が避けられない状況にある。その一方で、令和2年（2020年）11月に合意に至

った地域的な包括的経済連携協定では、日本がこれまで経済連携協定を締結していなかった中国・韓国との間でワインを含む日本産酒類の関税が段階的に撤廃されることから、新たなマーケットを獲得できる可能性がある。

次に、ワインラベルの表示ルールについてであるが、さきほど説明した「日本ワイン」というのは、平成30年（2018年）10月30日から施行されたワインのラベル表示のルールで、国産ぶどうのみを原料として使用したものだけが「日本ワイン」と表示できるようになったものである。また、この日本ワインについても、地名をラベル等に表示するにあたってのルールが設定されている。

続いて、ワイン用ぶどう苗木の充足状況であるが、日本ワインの人気の高まっている一方で、国産のワイン用ぶどうの苗木不足が深刻化しており、輸入苗木の需要が増加している。輸入苗木には、植物防疫法の規定で他の植物類から隔離された圃場で一定期間栽培し、ウイルス病などの検査を行うことになっており、スムーズな輸入が難しいことから、苗木需要を充足できていないという現状がある。

次に、北海道産ワインの状況であるが、北海道では近年、ワイナリーが急増しており、平成27年度（2015年度）に26軒だったワイナリーが、令和2年（2020年）11月末時点では47軒まで増加している。生産量については、山梨県、長野県に次いで全国第3位となっており、その3道県で日本ワインの生産量の約7割を占めている。また、全国の国内製造ワインに占める日本ワインの割合が2割程度にとどまるなか、北海道で製造されるワインの9割以上が日本ワインとなっている。

次に、北海道のプロジェクトであるが、北海道では成長市場として期待されているワイン産業を創出するため、令和2年（2020年）3月に国から地域再生計画（ワイン産地「HOKKAIDO」形成プロジェクト）の認定を受け、様々な課題の解消に取り組んでいる。その課題というのは、ワイン用ぶどうの生産を拡大するために、栽培面積を増加させるための「苗木の確保」および同じ面積での収穫量を向上させるための「単収向上」という2つのアプローチを必要とすること。続いて、北海道内のワイナリー各社のワイン品質にバラツキがあるとともに、ワイン用ぶどうの栽培やワインの醸造、マーケティングについて体系的に学ぶことのできる人材育成の場がないことや、ぶどう酒の地理的表示として、山梨に続き国内で2番目に指定された「北海道」が、国内外における認知度では依然として低い状況にあり、ワイン産地としての北海道ブランドを形成する必要があること。さらに、日EU経済連携協定の発効でワインの関税が即時撤廃され、EU産ワインとの競争が激化していることから、国内外のワイン・マーケットで通用する高品質な商品づくりが求められること、などである。

これまで説明したことを踏まえて取り組もうとしていることが、第4章「ワイン用ぶどうの栽培やワイナリー開設の地として確立するための環境整備」や、第

5章の「ワインやワイナリーを有効に活用した地域振興」である。

そのうち第4章であるが、基本的な方針のもとに必要な環境整備に取り組むこととしており、その基本的な方針として、1つは本市の新たな基幹作物として、ワインラベルにワインの産地として「函館」と表示できるワインの原料となる「ワイン用ぶどう」の栽培を奨励すること。もう1つが、ぶどう畑を訪れることでぶどうを育んだ自然を感じるとともに、ワインの造り手や醸造工程に触れ、函館ならではの「食」とワインを楽しむことができるぶどう栽培地におけるワイナリーの立地を奨励することである。なお、具体的には、ワイナリーの立地を奨励する栽培地というのは、開設地が開設者が耕作権を有するぶどう畑に囲まれているまたは隣接している栽培地のことであり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則で定めるワインの醸造施設のほか、販売施設、飲食施設を奨励するものである。また、立地には、各種関係法令等の遵守および適合するものであって、インフラの維持管理などで過度な市の財政負担が伴わない場合に限るものとする。なお、市街化区域や都市計画区域外での開設を排除するものではない。

ワイン用ぶどうの栽培に係る支援策としては、まず、有害鳥獣による食害等を防止する施設等の整備費に対する支援であるが、これは、令和元年度（2019年度）に制度創設済みであり、ワインの産地として「函館」と表示できるワインの原料となるぶどうの栽培を対象としている。次に、ワイン用ぶどう苗木の購入費に係る支援であるが、これは、平成31年（2019年）2月に北斗市および七飯町と設立した「みなみおしま醸造用ぶどう産地振興協議会」で果樹産地構造改革計画の認定を受けており、この認定を受けたことで苗木の購入費に対する助成を受けられることとなっている。

最後に、労働力確保に係る支援策の検討ということで、就労継続支援のB型事業所と協議のうえ農福連携の仕組みを構築することや、市民・観光客を対象としたぶどう苗木の定植体験会やぶどうの収穫体験会の開催を検討することとしている。

■ 柏経済部長

ワイナリーの開設支援については、既存の企業立地促進条例補助金を活用した支援を検討している。

次に、第5章「ワインやワイナリーを有効に活用した地域振興」であるが、食の魅力の発信ということで、ワインやワインに合うグルメの情報発信のほか、ワインの販路拡大支援として、海外向けとしては商談会の開催や国際認証等適合化支援等を実施し、また、国内向けとしては北海道物産展や函館フェアへの出展につなげていきたいと考えている。併せて、市民への消費促進ということでは、市内飲食店や小売店での販売促進に協力していくこととしている。

■柳谷観光部長

続いて、交流・にぎわいの創出としては、観光コンテンツの創出やプロモーションを実施していく。先行事例としては、山梨県ではワインツーリズムを振興する一般社団法人が、県内70か所のワイナリーのうち好みの数か所を周れるという8,000円程度のチケットを販売しているほか、道内余市町と仁木町ではワインバスを共同で運行し、ワインセミナーなども開催しているが、本市としても近隣市町との連携について可能性を探っていき、地元で愛される観光資源としたい。

■工藤市長

小さな農地をいくつも持っても効率が悪く、今後離農する人は増えていくため、農地を集約する必要があるが、函館において一面で大規模に農地を拡大することは難しい。従来からの取り組みだけでなく、ワインのような新たなものを進めることで希望が見えてくる。本方針により、ワイナリーを集積することで、函館産ワインを産業化することに全力を注ぐべき時期と考えている。

■谷口副市長

今後のスケジュールはどのようになっているのか。

■川村農林水産部長

今後、パブリックコメントを実施したうえで年度内に成案化させ、市の政策として確定したい。

■小林財務部長

ワイン用ぶどうの栽培に係る支援について、就労支援Bを考えているとのことであるが、これは事業者そのものがワイナリーということか。

■川村農林水産部長

ワイナリーではなく、既存の事業所と協議を進めているところである。B型の就労支援は雇用関係が不要であり、報酬を払う形になると、事業所のスタッフに作業内容を教えると、そのスタッフが障がいのある方に教えていくという流れであるため、その事業所と現在内容等について協議を進めているところである。そのため、新たにB型としての認可を受けるなどということは考えていない。

■小林財務部長

ワイナリーの開設支援のうち、ワイナリー整備費の支援策では既存の企業立地補助金を活用しながら支援していくということであるが、これは既存の補助金を

拡充するということか。

■ 柏経済部長

建物に付帯しているショップやレストランなどについても対象していきたいということと、責任のある立場の従業員の方であれば、常駐していなくても対象としたいという部分が拡充内容である。令和4年度（2022年度）にオープンということであれば、令和5年度（2023年度）から補助金の対象となる。

■ 湯浅企画部長

他に意見等ないので、本件については了承とさせていただきます。